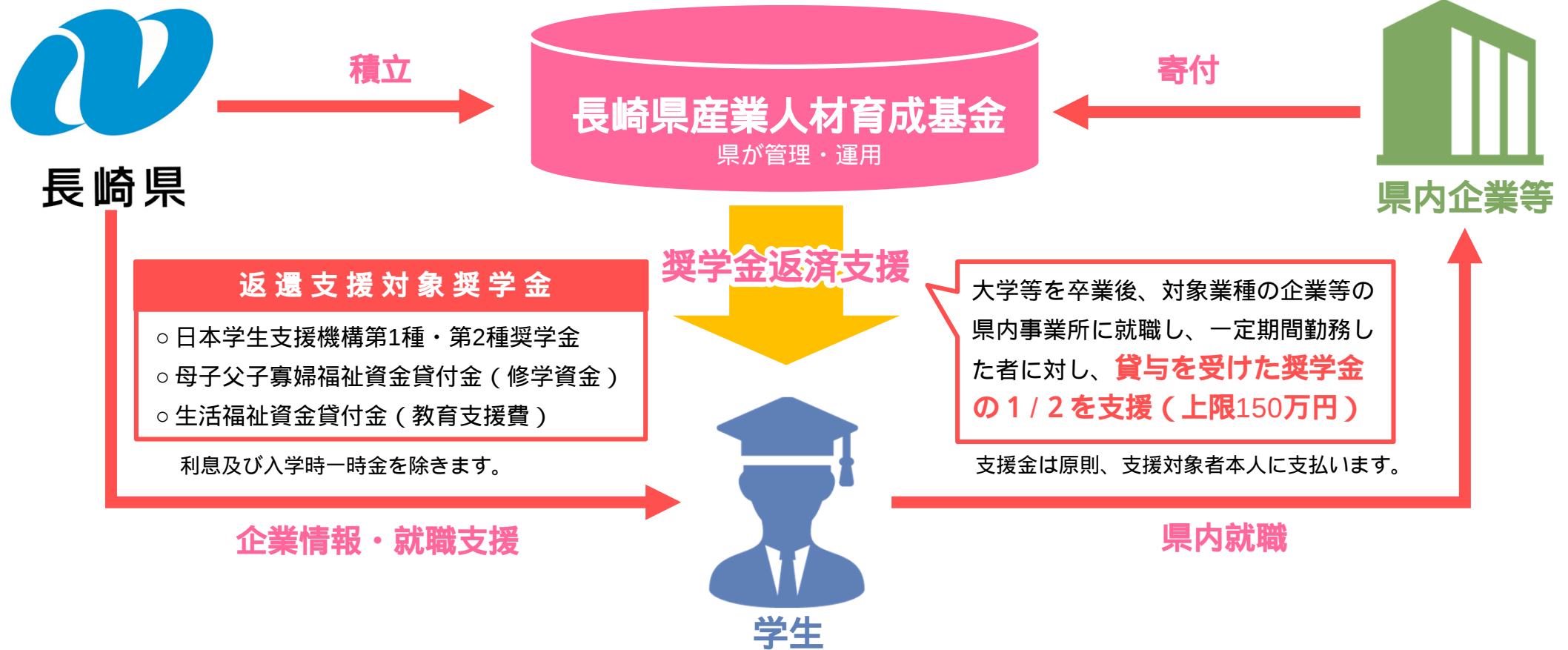


# 産業人材育成奨学金返済アシスト事業 事業概要



## 対象業種

製造業  
情報サービス業  
インターネット付随サービス業  
保険業・金融業、BPO企業等（長崎県と立地協定を結んだ企業に限る）  
建設業  
卸売業・小売業（製造業・建設業と密接に関連するものに限る）  
学術研究、専門・技術サービス業（製造業・建設業と密接に関連するものに限る）  
観光関連産業（宿泊業・旅行業・観光関連団体・観光施設等）

## 支援対象者

○ 対象奨学金を受給している全国の大学生等

## 手続きの流れ

在学中に県に申請し、支援候補者として登録する。  
大学等を卒業し、県内の対象業種企業に就職後、県に申請し、支援候補者の認定を受ける。  
県内の対象業種企業に就職し3年経過後、支援金の1/2を請求。  
更に3年経過後、残り1/2を請求。